

# 技能講習等講習会予定表

月	学 科	日		会 場		日		会 場	
		日	会場	日	会場	日	会場	日	会場
9月	ボラー名古屋ビル	3	ボラー名古屋ビル	4.5.6	NSB東海	9.16.23	水谷運輸/トヨタ&北名古屋		
		6	NSB東海	7.10.11	NSB東海	12.13.14	NSB東海		
		7	豊川市文化会館	9.15.16	トビー工業(株)				
		13	江南市民文化会館	16.23.30	オークマ(株)				
		14	西尾市文化会館	25.26.10/6	西尾自動車学校アイシン精機	27.28.10/7	西尾自動車学校アイシン精機		
10月	ボラー名古屋ビル	1	NSB東海	2.3.4	NSB東海	9.10.11	NSB東海		
		11	ボラー名古屋ビル	12.15.16	NSB東海	14.21.28	トヨタL&F小牧	14.21.28	水谷運輸
		12	産業人材支援センター	14.21.28	東レ(株)				
		13	ボラー名古屋ビル	14.20.21	トヨタ教育センター				
		22	NSB東海	23.24.25	NSB東海	26.29.30	NSB東海		
11月	ボラー名古屋ビル	2	ボラー名古屋ビル	5.6.7	NSB東海	8.9.12	NSB東海	4.11.18	水谷運輸
		9	ボラー名古屋ビル	13.14.15	NSB東海	16.19.20	NSB東海	11.18.25	トヨタL&F北名古屋
		9	トヨタ教育センター	10.11.12	トヨタ教育センター	17.18.19	トヨタ教育センター		
		15	江南市民文化会館	18.25.12/2	オークマ(株)				
		20	NSB東海	21.22.26	NSB東海	27.28.29	NSB東海		
29	伏見第一ビル	30.12/3.4	NSB東海	12/2.9.16	水谷運輸	12/1.2.3	トヨタセンター		

講習会の名称	会 場	2018年 講習等日程		
		9月	10月	11月
ガス溶接 【学科1日 実技1日】	(学)伏見第一ビル		24	
	(実)豊田自動織機		27	
	(学)ボラー名古屋ビル	12.15	12	21
	(実)トヨタ教育センター	15.22	13	24
	(学)ボラー名古屋ビル	20		
	(実)愛知製鋼	25or10/2		
	(学)西尾文化会館	13		
	(実)アイシン精機	22		
	(学)豊川文化会館		24	
	(実)日本車輛製造(株)		28	
酸欠乏・硫化水素 危険作業主任者 【学科2日 実技1日】	(学)5.6 (実)7or8	(学)2.3 (実)4or5	(学)6.7 (実)8or9	
	(学)11.12 (実)13or14	(学)9.10 (実)11or12	(学)13.14 (実)15or16	
	(学)19.20 (実)21or22	(学)16.17 (実)18or19	(学)20.21 (実)22or23	
	(学)26.27 (実)28or29	(学)23.24 (実)25or26	(学)27.28 (実)29or30	
		(学)29.30 (実)31or1/1		
	豊橋管内	(学)3.4 (実)5		
	豊田管内	(学)22.23 (実)25or26		
	ボラー名古屋ビル	18.19	2.3	5.6
			15.16	19.20
			29.30	26.27
有機溶剤作業主任者 【学科2日】	ボラー名古屋ビル	3.4	9.10	12.13
	伏見第一ビル	13.14	22.23	
		25.26		
	豊橋管内			26.28
	豊田管内	11.12		20.21
	ボラー名古屋ビル	4.5	4.5	3.4
		18.19	30.31	15.16
	伏見第一ビル	10.11	17.18	8.9
		27.28	25.26	21.22
				27.28
特定化学物質及び 四アルキル鉛等 作業主任者【学科2日】	豊川市文化会館	19.20		
	トヨタ教育センター	4.5		
プレス機械作業主任者【学科2日】	ボラー名古屋ビル	3.4	9.10	
	伏見第一ビル			1.2
乾燥設備作業主任者【学科2日】	ボラー名古屋ビル	25.26		7.8
	伏見第一ビル		11.12	
	産業人材支援センター	26.27	29.30	

講習会の名称	会 場	2018年 講習等日程				
		9月	10月	11月		
技能講習	はい作業主任者【学科2日】	伏見第一ビル	5.6	15.16	1.2	
		岡崎市電美丘会館		4.5		
	石綿作業主任者【学科2日】	ボラー名古屋ビル		9.10		
	鉛作業主任者【学科2日】	ボラー名古屋ビル	27.28	23.24	5.6	
	ガス溶接主任者【学科2日】	ボラー名古屋ビル	11.12			
	シベルローダー等運転 【学科1日・実技3日】	ポリテクセンター	(学)11 (実)12.13.14or 18.19.20		(学)6 (実)7.8.9or 12.13.14	
	高所作業車【学科1日・実技1日】	ボラー名古屋ビル ポリテクセンター			○	
	特別教育	アーク溶接 【学科1.5日 実技1.5日】	(学)ボラー名古屋ビル (実)豊田自動織機	20.21		13.14
			(学)ボラー名古屋ビル (実)ポリテクセンター中部	30.10/6		
			(学)ボラー名古屋ビル (実)愛知製鋼	10/7	24.25	
		(学)伏見第一ビル (実)ポリテクセンター中部	27or10/4		15.16	
自由研削といし・取替・ 試運転【学科実技計1日】		(学)(実) ボラー名古屋ビル	10	1	12	
機械研削といし・取替・試運転 【学科1日・実技0.5日】		(学)トヨタ教育センター	19.20	10.11		
産業用ロボット(検査・教示) 【学科2日・実技1日】		(学)ボラー名古屋ビル (実)三菱電機	10.11 19or20or21	1.2 3or4or5		
粉じん【学科1日】		ボラー名古屋ビル	6	15	26	
低圧電気【学科1日 実技1日】		(学)(実)ボラー名古屋ビル	13.14 25.26	15.16	5.6 21.22	
石綿作業従事者【学科1日】		一宮市民会館	10		12	
他向等	安全衛生推進者【学科2日】	ボラー名古屋ビル		17.18		
	局所排気装置等自主検査者 【学科2日 実技1日】	(学)(実) ボラー名古屋ビル	(学)3.4 (実)5or6	(学)22.23 (実)24or25		
	衛生管理者(一種)【学科4日】	伏見第一ビル	18.19.20.21	1.2.3.4		
勉強会	安全管理者選任時研修【学科2日】	ボラー名古屋ビル		13.14		
	ガス溶接作業主任者	ボラー名古屋ビル	11.12			
	潜水士【学科2日】	ボラー名古屋ビル		19.20		
研修	研修などの名称	2018年 研修日程				
		9月	10月	11月		
	すぐに役立つ介護事業場の労務管理セミナー	27				
	賞金セミナー	18				
	第1回安全管理専門担当者研修	12				
	第2回労務管理セミナー		31			
	危険予知訓練(KYT)1日研修		26			
	職場リーダー向けリスクアセスメント			22		
	外国人技能実習制度養成講習			17.18.19.23		
	第3回労務管理セミナー			7		
第4回労務管理セミナー			30			

※上記で会場の記載のないものはボラー名古屋ビルで実施します。※日付の■の表示は、土日祝日です。

## 表紙写真コメント

株式会社富士プレス 代表取締役社長 高羽 直樹  
 残暑厳しい季節、皆様いかがお過ごしでしょうか。まだまだ暑いとは言っても、9月になると流石にかき氷というよりはソフトクリーム系の氷菓が欲しくなりますね。今月ご紹介するのは、イチゴパフェを想起するような洒落た花瓶です。花瓶にしろ氷コップにしろ、一般に、大正ガラスの品は使われる色が多いほど上物とされています。本品は、透明な地に白いストライプ、口元の赤、そして鮮やかな水色の螺旋飾りと、4色が用いられており、中々の逸品です。

9 2018 vol.516  
 公益社団法人愛知労働基準協会



乳白ストライプ  
 朝顔型赤縁大正ガラス一輪挿し



### CONTENTS

- 2・3 ・ARKインタビュー
- 4 ・全国労働衛生週間を迎えるにあたって
- 5 ・「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正  
 ・災害発生状況
- 6 ・愛知労働局長から「労災防止活動の取組強化」の緊急要請を受けました  
 ・愛知県最低賃金が10月から898円に改正  
 ・「職場の健康診断実施強化月間」の実施について  
 ・「働き方改革関連法」について
- 7 ・「働き方改革関連法」のポイント
- 8 ・第1回労務管理セミナー  
 「外国人労働者の労務管理のポイント」開催報告
- 9 ・「産業保健セミナー2018inあいち」開催のご案内  
 ・第2回労務管理セミナー  
 「働き方改革に対応した人事労務管理」  
 ～働き方改革関連法の改正ポイントを解説します！～  
 ・中小規模事業場安全衛生相談センターのご案内
- 10 ・安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！  
 ～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～
- 11 ・政令等の改正について  
 ・特別教育(安衛則第36条、特別教育規定第24条)  
 ・特別教育の内容  
 ・平成30年度中小企業無災害記録証受賞事業場紹介
- 12 ・技能講習等講習会予定表

# ARKインタビュー

当協会役員の協会活動への想い、安全衛生やワーク・ライフ・バランスに対する考え方等を紹介するコーナー。今月は余郷理事です。

## 理事 余郷 達也 氏

(三和テクノ株式会社 代表取締役社長)

[ 略歴 ]

1983年に田島メタルワーク(株)入社。91年に三和空調サービス(株)(現 三和テクノ(株))に入社し、2008年に代表取締役社長に就任、現在に至る。

16年から当協会理事。



余郷 理事

## 「今日の我に明日は勝つ」

### 役員として、労働基準協会の活動に対する想いを聞かせてください

愛知労働基準協会の役員の中で最も若い層になり、かつ経験も浅いことから、十分に貢献できていないかもしれませんが、労働災害を少しでも低減したいとの思いを実現するため、先輩役員の方からいろいろな学びながら取り組んでいます。

また、津島協会では会長をお引き受けしていますが、私より年長の役員の方が非常に多く、こちらでも教えていただくことばかりです。愛知協会ですぐに知見や経験もいかしながら、何事にも率先して取り組むことで皆さんにご協力をいただいています。津島協会では、他の多くの地区協会と同様に退会される会員が少なくありません。若い自分が先頭に立って会員減少を食い止めるべく活動し、何とか社に会員になっていただくことができました。とにかく謙虚に、そして率先して自らが動くということをモットーに取り組んでいます。

### 安全衛生に対する考え方を教えてください。

「安全衛生はすべてに優先されるべき」であり、当社では次のように考えています。

#### 安全章

安全の確保はすべてに優先する  
それはルールに始まりルールに終わる  
守り、守らせる、勇気と愛情をもって  
常に健やかな心身のもと  
心がふれあう対話の中から感性を高めよう  
それが明るい活力に満ちた  
職場と幸せな家庭をつくる  
さあ今日一日を無事故・無災害でいこう

#### 全社スローガン

元気良く 互いに掛け合う 愛言葉  
未来に響かせ ご安全に!!

スローガンは3年ほど前に若手社員たちがつくったもので、弊社ではこれも含めて、ことあるごとに唱和しています。

弊社では3年単位で中期経営方針を策定していますが、15項目ほどある中の最初に安全衛生について定めています。安全衛生にきっちりと取り組むことでお客様から信用を得、これが売上げ増加にもつながっていくと思っています。

なお、弊社は昨年5月に創業50周年を迎えました。これを機に、会社の礎とするべき先代社長の起業の経緯や信念を記録に残し、100年後への道標とするため、「三和テクノ 百年先のために -50年の歩み-」を刊行しましたが、その中にも「安全章」「全社スローガン」を記載しています。

### 仕事を進める上で心がけていらっしゃることはどのようなことでしょうか。

社長としてということになりますが、会社の方針を社員にわかりやすく示し、しっかりと理解させ、全員で同じベクトルに向かって成果をあげる仕掛けをすることが重要だと考えています。目の前のことだけではなく、100年先を考え皆で話し合うことも必要で、そうした機会もつくっています。

弊社の平均年齢は35歳ほどであり、執行役員の5、6名は40歳代です。失敗の責任はすべて社長である自分があると覚悟ですので、失敗を恐れずチャレンジしてほしいと思います。こうした若い人たちがどんどんチャレンジし、会社を盛り上げていける仕組みづくりと環境整備に努めています。

### 求められる人材をどのようにお考えでしょうか。

弊社が求める人材は、単純に「素直さ」です。それだけで良いと思っています。景気の良さ悪しに関係なく、地

元の高校生を採用してきましたので、毎年、高校から良い人材を紹介していただいておりますが、高卒の新入社員はまだ子供です。多少横着でも「素直さ」があれば成長します。弊社ではいろいろな国家資格を取得して一人前と認められます。7～10年ほどはかかりますので、素直な気持ちでコツコツとやってくれることが大事で、長い目で育てていきたいと思っています。

また、管理職になり、会社を引っ張っていくような社員には、仕事だけではなく、多くの人と接して多様な考えを学ぶ、様々な団体に関わって世の中にはこういう考えがあると気づく、本を通じて自己啓発に励むなど、いろいろなことを吸収する人材になってほしいと思います。自分自身、多くの団体の活動に参加して揉まれてきましたが、幅広く吸収することができ、非常に良い経験になっています。

### ワーク・ライフ・バランスについてどう考えていらっしゃいますか。

信念として、私が一番に幸せにしなければいけないのが「社員とその家族」だと思っています。弊社の決算月は11月ですが、毎年決算を締めた後、全7箇所の事業場を行脚して、最も幸せにしなければいけない社員の顔色を直接見るという目的を果たしながら1、2時間をかけて、1年間の労いと私の気づきを伝えるとともに、会社に対する要望等を聞いています。

現場では昼夜関係なく働かなければならないことがあり、ときには深夜の作業もあり、また、休日に休めないこともあります。そうした中、7年ほど前のことですが、「家族と一緒に過ごしたい。友達と遊びたい。給料ではない。」と言う社員がいました。そのとき改めて、ワークとライフのバランスが崩れ、社員や家族に負担を強いていたことに気づき、大変ショックを受けました。そこで、お客様からご指示を受けるだけではなく、率直にお話して業務のスケジュールを提案する際、それぞれの仕事に特定の社員を固定するのではなく、チームとして担当させることで、深夜や休日の業務が一人に集中しないよう工夫するなど改善してきました。以降、社員の表情も段々と良くなり、やりがいを感じやすくなったと言ってくれる社員も多く、ワーク・ライフ・バランスの重要性を再認識しています。

また、昨今、働き方改革が言われていますが、中小企業の弊社が専門部署を設置することは難しいので、これに関連して5つの推進室をつくり、7名の幹部社員を全5室に配置し、かつ、うち5名を各々の室長に指名して取り組んでもらっています。

### ご自身の健康法や趣味は何でしょうか

マラソンと登山です。年に1、2回はフルマラソンの大

会に参加しますし、普段から週に4、5日は10kmほど走っています。そして、こうして体力づくりをして、年に3、4回ほど山に登っています。今年はスイスに旅行しましたが、マッターホルンの下見に行ったようなもので、いつかは登りたいと思っています。

マラソンを始めたきっかけですが、40歳のときに大病を患い、健康に気をつけなければいけないと思っていたところ、お客様から誘っていただきました。マラソンを始めてからは食事にも気を遣うようになり、同年代の方に比べて元気だと思います。

また、登山ですが、事前の準備をしっかりと行う、不測の事態への備えとその際に乗り越えられるだけの体力をつける、さらには危険予知能力を研ぎ澄ますことが重要で、気の緩みや驕りは禁物ですね。安全衛生活動にも繋がる部分です。

### 最後に座右の銘を教えてください。

故美空ひばりさんの歌の曲名にもなっていますが、「今日の我に明日は勝つ」です。彼女もいつもこの言葉を胸に頑張られていたと聞いていますが、誰かと競うのではなく、日々自分自身を振り返り、今日より明日、少しでも成長していきたいと思っています。



### 【三和テクノ(株)の概要】

1967年創業で、2017年に創業50周年を迎えた。空調設備を中心に、給排水衛生設備、電気設備、防災設備等空間を快適にするためのあらゆる設備を手掛ける設備業と総合建物管理業。企業理念は「他社との差別化の追求から、我社の独自性の確立を目指し、全員が営業マンとしてお客様に応え、快適な生活環境・職場環境作りに奉仕する。」本社は愛知県津島市。資本金は5,000万円。

# 全国労働衛生週間を迎えるにあたって 愛知労働局長 高崎 真一

平成30年度の全国労働衛生週間が、「こころとからだの健康づくり みんなで進める働き方改革」のスローガンの下、10月1日から7日までの間、全国的に展開されます。

全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところであり、今年で第69回を迎えます。

仕事や職業生活に関する強い不安、悩み又はストレスを感じる労働者は、依然として半数を超えており、愛知県内においても、仕事を原因としたメンタルヘルス不調(精神障害等)の発症は年々増加し、労災請求件数も急増しています。

これらを防止するためには、メンタルヘルス対策の推進が重要であり、ストレスチェックを含むメンタルヘルス指針に基づいた取組により、労働者が安心して相談出来る窓口の整備や集団分析による職場環境改善などの一層の推進が必要です。

当局では全国労働衛生週間において、「笑顔は、活力。」をキャッチフレーズとして、独自のポスター、チラシを作成して、広く事業場に配布し、メンタルヘルスに対する意識の高揚を図り、『ストレスチェックの普及・促進を図る』こととしています。

また、各関係機関及び各災害防止団体に対しても要請を行います。

**笑顔は、活力。**  
—ストレスチェックに取り組みましょう—

2018 全国労働衛生週間

**STEP 1 メンタルヘルス対策の重要性を知る**

- 仕事を原因としたメンタルヘルス不調(精神障害等)の発症は年々増加しており、労災請求件数も急増しています。メンタルヘルス不調を発症すると、長期の休職や退職に至ることも少なくありません。人材確保が難しい中、企業の活力を保ち、生産性を向上させるためには、メンタルヘルス対策に取り組むことが重要です。
- 全国労働衛生週間を機会に経営トップが決意し、職場におけるメンタルヘルス対策に取り組みましょう。

**STEP 2 ストレスチェックに取り組む**

- メンタルヘルス対策の第一歩として、ストレスチェックに取り組むことが有効です。労働者数50人未満の事業場は、1年に1回の実施に努めましょう。(50人以上の事業場は法律で義務付けられています。)
- ストレスチェックの実施に関するご相談は、愛知労働局健康課(電話052-972-0256)までお問い合わせください。
- ストレスチェックの結果、高ストレスとされた労働者から申出があった時は、医師による面接指導を実施し、結果を踏まえて就業上の措置を講ずることが重要です。労働者数50人未満の事業場は、地域産業保健センターを無料で利用し、面接指導を受けることができます。

**こころの耳**  
厚生労働省が運営する、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイトです。

**愛知産業保健総合支援センター**  
地域産業保健センターの連絡先はこちらで確認できます。(事業場の所在地と対象地域をご確認ください。)

あいちの未来を  
あきらめず

**愛知労働局**  
AICHI Labour Bureau

愛知労働局が提供する  
最新の安全衛生管理  
の掲載ページです。

## 「交通労働災害防止のためのガイドライン」の改正

平成29年の愛知の労働災害発生状況を見ると、労働災害による死者数は44人ですが、このうち、10名が道路上における交通事故によるものでした。このため来年度からスタートする、第13次労働災害防止推進計画においては、バス、トラックおよびタクシー等の事業者はもとより、それ以外の事業者に対し、「交通労働災害防止のためのガイドライン」に定めた取組の徹底を図り、交通労働災害防止対策が適切に展開されるよう取り組むこととしています。

平成30年4月20日に、旅客自動車運送事業運輸規則および貨物自動車運送事業輸送安全規則の一部を改正する省令が公布され、6月1日から施行されたことを踏まえ、ガイドラインについても、運転業務従事者に常務を開始させる前に、点呼などにより、疲労、睡眠不足の状況について報告を求めることとなりました。

### 災害発生状況

労働基準部 安全課

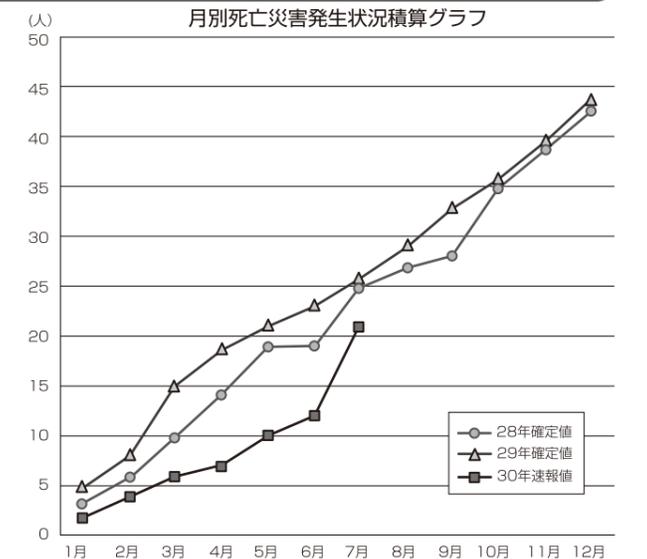
#### 平成30年 愛知県の全産業死亡災害一覧

発生月・時間	業種	労働者数	被災者職名	年齢	事故の型	起因物	災害状況
6月 16:00~16:30	商業	1~9	管理者	60代	破裂	その他の圧力容器	自家水道施設として井戸水を電動ポンプにより貯水する屋外の圧力タンクにおいて、前日に発生した断水状況を被災者が点検していたところ、圧力タンクが突然破裂し弾き飛ばされた。
5月 9:00~9:30	製造業	1~9	作業員	40代	崩壊、倒壊	金属材料	事業場内において、平置きされた荷を、作業スペースの確保のため3段(約3m)に積み上げ、その横で部材のペンキ塗りをしていたところ、積み上げた荷が崩れ落ち、被災者2名に荷が激突し、1名が重傷、1名が軽傷を負ったもの。その後、重傷者の容態が悪化し死亡した。
7月 9:00~9:30	運送業	10~29	運転者	50代	交通事故(道路)	トラック	配送先の工事現場で重機を降ろしたあとの帰路において、緩い左カーブを直進し、山の法面に衝突した。
7月 16:00~16:30	その他の事業	100~299	営業	40代	交通事故(道路)	トラック	自動車道のインター付近にて、渋滞のため停車中、後方よりトラックに追突された。
7月 9:30~10:00	製造業	1~9	作業員	50代	崩壊、倒壊	荷姿の物	工場内で鉄骨7本を玉掛けし橋形クレーンにて移動させ、作業台に降ろしたところ、当該鉄骨が被災者側へ倒れ、作業台の梁と鉄骨に腹部を挟まれた。
7月 18:30~19:00	その他の事業	100~299	警備員	40代	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	朝から夕方にかけて屋外のプール施設の巡回等を行っていた。夕方の業務終了後に体調不良を訴え、同僚の車で事業場に帰社した後、病院へ救急搬送されたが、死亡した。
7月 10:30~11:00	建設業	1~9	作業員	50代	はさまれ、巻き込まれ	掘削用機械	掘削現場において、被災者がダンプトラックの運転席に乗るため、ドラグ・ショベルとダンプトラックの間を通った際、運転を始めたドラグ・ショベルが掘削溝に落ち、ドラグ・ショベルのアームとダンプトラックのあおりに頭部及び胸部を挟まれ死亡した。
7月 14:30~15:00	建設業	1~9	作業員	40代	高温・低温の物との接触	高温・低温環境	屋外の配管修理工事において、新規の配管を溶接で取り付ける作業をしていた被災者は、溶接作業終了後に体調不良を訴え休憩していたところ、心臓停止状態となったため病院へ搬送されたが、熱中症により翌日死亡した。
7月 21:30~22:00	製造業	300~	管理者	40代	墜落、転落	開口部	工事業者による工事中、被災者は架台の腐食状況を確認するために現場に立ち入り、設備が撤去された開口部から少し下にある架台を覗き込んでいたところ転落した。
7月 13:30~14:00	保健衛生業	30~49	指導員	50代	おぼれ	水	施設が恒例行事として開催したレクリエーションにおいて、沖に流された浮き輪を泳いで取りに行った被災者が溺れた。
7月 18:00~18:30	製造業	50~99	作業員	50代	墜落、転落	作業床、歩み板	被災者は、工場の屋根裏にてダクト工事の事前準備中に歩み板を踏み外し墜落した。

#### 愛知労働局管内死亡災害発生状況 平成30年8月6日現在の速報値

【平成30年発生分】

業種	年別	平成30年	平成29年同期	平成29年確定値
製造業	合計	6	7	11
	食料品製造業	0	1	1
	化学工業	0	1	3
	鉄鋼・非鉄金属	1	2	2
	金属製品	3	1	2
	一般・電気・輸送用	0	1	1
その他	2	1	2	
建設業	合計	6	8	15
	土木事業	2	4	6
	建築工事業	2	3	6
その他	2	1	3	
陸上貨物運送事業	2	2	7	
商業	合計	3	0	1
	卸売業	1	0	0
	小売業	2	0	1
その他	0	0	0	
清掃・と畜業	1	1	3	
上記以外の事業	3	2	7	
合計		21	20	44



## 愛知労働局長から「労災防止活動の取組強化」の緊急要請を受けました

当協会は、8月2日に愛知労働局の黒部恭志労働基準部長から、7月に愛知県内で8名の方が労働災害で死亡され、本年のこれまでの死亡者数が前年同期を上回ったとして、安全な手順に基づく作業の実施や「危なさ」を事前に確認した上での対応、細かな水分・塩分補給による熱中症対策など、労災防止に向けた安全対策の徹底を要請する同局長名の「労働災害防止活動の取組強化について(緊急要請)」の要請書を受領し、本誌8月号にその写しを同封して会員事業場の皆様に周知させていただきました。会員事業場の皆様におかれましては、引き続き安全対策を徹底していただきますようお願いいたします。

## 愛知県最低賃金が10月から898円に改正

労働基準部 賃金課

8月6日、愛知地方最低賃金審議会(会長 中京大学経済学部教授 中山恵子)は愛知労働局長(高崎真一)に対し、現在の愛知県最低賃金871円(時間額)を27円引上げて898円へと改正するよう答申しました。

官報公示手続を経て、10月1日から適用されます。



## 「職場の健康診断実施強化月間」の実施について

### ○ 強化月間の趣旨

平成25年6月に閣議決定された「日本再興戦略」のロードマップにおいて、「健診受診率の向上」が目標として掲げられました。その達成のため、愛知労働局では、労働安全衛生法に定められた健康診断及び健康診断結果に基づく事後措置の実施を改めて徹底するため、全国労働衛生週間準備期間である9月を「職場の健康診断強化月間」として位置付け、集中的・重点的な指導を行っています。

### ○ 対象期間

平成30年9月1日～30日(全国労働衛生週間準備期間)

### ○ 取組の内容

#### 1 対象

県内事業場

#### 2 指導の重要事項

- (1)健康診断の実施、健康診断の結果についての医師からの意見聴取及び健康診断実施後の措置の徹底
- (2)健康診断結果の記録の保存の徹底
- (3)一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対する医師又は保健師による保健指導の実施
- (4)高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- (5)小規模事業場における産業保健総合支援センターの地域窓口(地域産業保健センター)の活用
- (6)派遣労働者の定期健康診断、特殊健康診断の実施の徹底、派遣労働者の事後措置のための派遣元と派遣先事業者の連携

## 「働き方改革関連法」について

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律(平成30年法律第71号)が第196回国会において本年6月29日に可決成立し、同年7月6日に公布されています。これに伴い、愛知労働局より次のとおり周知依頼がありました。

## 2019年4月1日から「働き方改革関連法」が順次施行されます

### ポイント1 時間外労働の上限規制の導入【施行:2019年(中小企業2020年)4月1日～】

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

### ポイント2 年次有給休暇の確実な取得【施行:2019年4月1日～】

使用者は、10日以上(年次有給休暇)が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

### ポイント3 正規・非正規雇用労働者間の不合理な待遇差の禁止【施行:2020年(中小企業2021年)4月1日～】

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

改正法の詳細は厚生労働省HP「働き方改革」の実現に向けて』をご覧ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322.html>

## 「働き方改革関連法」のポイント

当協会において「働き方改革関連法」のポイントを纏めましたので、ご参照ください。

主な改正項目および概要	大企業
	中小企業
<b>I.労働時間法制の見直し</b>	
(1)残業時間の上限規制 <前記ポイント1> ・ 残業時間の上限は、原則として月45時間・年360時間とし、臨時的な特別な事情がなければこれを超えることはできない。 ・ 臨時的な特別な事情があつて労使が合意する場合、年間6か月まではこの上限を超えることは可能であるが、その場合でも、①年720時間以内、②複数月平均80時間以内(休日労働を含む)、③月100時間未満(休日労働を含む)を超えることはできない。 ・ 自動車運転の業務、建設事業、医師等については、適用猶予・除外あり。	2019年 4月1日～  2020年 4月1日～
(2)「勤務間インターバル」制度の導入促進(努力義務) ・ 前日の終業時間と翌日の始業時間の間に一定以上の休息时间(インターバル)を確保する制度の導入を促進。	2019年 4月1日～
(3)年5日間の年次有給休暇の取得 <前記ポイント2> ・ 年次有給休暇付与日数が10日以上(労働者)に対し、毎年5日分を使用者が時季指定で付与することを義務化。	2019年 4月1日～
(4)月60時間超の残業の割増賃金率引上げ ・ 中小企業における月60時間超の残業割増賃金率を大企業と同率の50%に引上げ。	— 2023年4月1日～
(5)労働時間の客観的な把握 ・ 管理監督者・裁量労働制適用者を含むすべての労働者に対する労働時間の状況の客観的な方法等による把握を義務化。	2019年 4月1日～
(6)「フレックスタイム制」の拡充 ・ 同制度の清算期間の上限を1か月から3か月に延長。	2019年 4月1日～
(7)「高度プロフェッショナル制度」を創設 ・ 高度な専門的知識を持ち高い年収(具体額は1,075万円を想定)を得ている労働者について、法律に定める企業内手続や一定の健康確保措置等を要件に、現行の労働時間規制の適用を除外する制度を創設。	2019年 4月1日～
(8)産業医・産業保健機能の強化 ・ 事業者から産業医への情報提供の充実・強化、産業医の活動と衛生委員会との関係強化等。	2019年 4月1日～
<b>II.雇用形態に関わらない公正な待遇の確保 &lt;前記ポイント3&gt;</b>	
・ 正規・非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)間における不合理な待遇差をなくすための規定の整備、非正規雇用労働者に対する待遇に関する説明義務の強化、行政による事業者への助言・指導等や裁判外紛争解決手続(行政ADR)の規定の整備。	2020年4月1日～ *中小企業におけるパートタイム・有期雇用労働法の適用は2021年4月1日～

以上

◎当協会において「働き方改革関連法」に関するセミナーを開催いたしますので、是非ご活用ください(詳しくは本誌9頁をご覧ください)。

## 第1回労務管理セミナー 「外国人労働者の労務管理のポイント」開催報告

当協会は7月27日(金)、事業場の人事労務担当者等を対象に標記セミナーを開催しました。  
政府が外国人労働者の就労期間の延長や単純労働者の解禁を目指す中、今回のセミナーでは、外国人技能実習制度の概要を、「外国人技能実習機構 名古屋事務所 指導課長 鈴木 基義 氏」から説明していただき、外国人労働者受入れに関する労務トラブルの回避について、「杜若経営法律事務所 弁護士 向井 蘭 氏」から解説していただきました。以下、概要。

### 1 外国人技能実習制度について

#### (1) 外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の概要

昨年11月1日に施行された同法律のポイントは、旧制度では、監理団体や実習実施者の義務・責任が不明確で、体制が不十分であったが、監理団体を許可制、実習実施者を届出制とするとともに、技能実習計画を実習生ごとに認定制とした。また、新たに外国人技能実習機構(認可法人)を創設し、監理団体等に各種報告を求め、実地検査を行うなどの業務を実施する。

#### (2) 外国人技能実習制度の概要

技能実習制度は国際貢献として、開発途上国等の外国人を日本で一定期間(最長5年間)に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度であり、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下労働関係法令等が適用され、現在全国に約23万人在留している(2016年12月末時点)。

実習生の受入れ方式は、企業単独型と団体管理型の2つのタイプがある。前者は海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて実習を行う方式で、全体の約4%、後者は事業協同組合や商工会等が受け入れ、傘下の企業等で実習を行う方式で全体の約96%を占める。

技能実習生は技能等を、入国1年目(技能実習1号)は「習得」、2、3年目(技能実習2号)は「習熟」、4、5年目(技能実習3号)は「熟達」という実習計画で、第1号から第2号、第3号へと移行するためには、所定の技能評価試験に合格することが必要となる。

### 2 外国人労働者受入れに関する労務トラブルの回避

#### (1) 深刻な労働力不足に喘ぐ現代日本

2030年には、日本の人口の3分の1近くが65歳以上の高齢者になる。一方、日本の若者は現場業務に就きたがらない。それを補うために女性や高齢者の活用が有効と言われているが、限界が近づいており、働きたくない国民を働かせる法律はない。潜在的な労働力があっても、実際に仕事をするかは別である。また、AI、ロボット、自動運転等でカバーできる領域も限られており、補完とまでは期待できない。こうした中、外国人労働者を増やすことは有力な解決策であり、今後も彼らに対する規制緩和が続くことが想定される。

#### (2) 外国人労働者の募集・採用時の注意点

外国人を雇用したときは、正社員、アルバイトを問わずハローワークへの届出が義務付けられている。退職した場合も同様である。また、不法就労は事業主に「懲役3年以下、または300万円以下の罰金」が科せられる。具体的なケースとして、①留学生が週28時間を超えてアルバイトをしている ②専門的業務向け就労ビザを持つ外国人が単純労働のみを行っている ③在留期限の切れた不法滞在者が働く などである。不法就労を防ぐためには、採用時に必ず在留カードで在留資格と期間を確認する。「今は在留カードを持っていない」という場合は、確認できるまで雇ってはいけない。現在の在留資格の内容を確認することも重要である。例えば、「技術・人文知識・国際業務」と記載がある場合に、単純労働やアルバイトをさせてはいけない。

#### (3) 外国人労働者の労務管理のポイント

外国人労働者の労働問題が企業の存続にかかわる事例も発生しており、彼らが安心して働ける労務管理体制を構築することが重要である。

理解できない就業規則を形だけ周知しても周知性は満たされないため、外国語の就業規則を定める必要がある。判例(平成25年7月17日富山地裁判決)で懲戒解雇処分が無効とされたように、就業規則がなく、かつ簡単な労働契約書のみの場合には懲戒処分ができない。

また、賃金からの諸経費控除は、文書の合意と労使協定を必要とし、内容の相当性が問われる。例えば、食費は購入額や日本人従業員との比較で決定するべきであり、居住費は賃料、もしくは自己所有物件であれば合理的な金額の設定を、光熱費は実費を頭割りすることが求められる。

残業代は、裁判所が外国人労働者が作成したメモ等でも採用する可能性があるため、労働時間管理を徹底する必要がある。また、外国人労働者には「サービス残業」という言葉自体が存在せず、「働いたら賃金をもらおう」という考え方は徹底しているので、日本流の考えは一切通用しない。

#### (4) 外国人労働者が安心して働ける労務環境構築のポイント

外国人労働者を人手不足のための調整弁として扱えば、その気持ちを敏感に感じ取り、それ以上の仕事はしない。したがって、仕事や技能を覚えてお金を稼いでもらい、それが会社にも日本にとっても良いことになるという順で理解することが重要である。また、外国人労働者と円滑なコミュニケーションを図る上で、経営者や管理職が簡単な内容で良いので外国語を覚え、挨拶することも有効な手段である。

参加者からのアンケートでは、「講師の実体験や具体的な事例を聴くことができてよかった。」などの意見が寄せられ盛況でした。



説明される鈴木 基義 指導課長

講演される向井 蘭 弁護士

## 「産業保健セミナー2018inあいち」開催のご案内

【日 時】平成30年10月5日(金) 13:30~16:30(13:00開場)

【会 場】電気文化会館 イベントホール 名古屋市中区栄2-2-5 TEL:052-204-1133

【主 催】愛知労働局 愛知県 名古屋市 (公社)愛知労働基準協会 愛知THP推進協議会  
(独)労働者健康安全機構愛知産業保健総合支援センター

【参加費】無 料(申込受付印のある参加券の提出が必要です)

【内 容】(1)全国THP推進協議会表彰伝達

(2)「治療と仕事の両立支援について」

愛知労働局 労働基準部 健康課

(3)「労働安全衛生法で求められる健康診断の目的と事業者責務の注意点」

新日鐵住金(株)君津製鐵所 統括産業医・千葉産業保健総合支援センター 相談員 宮本 俊明 氏

申込方法: 当協会webサイトのトップページに掲載しておりますので、そちらから申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。  
お問合せ先: (公社)愛知労働基準協会 教育事業部 TEL052-221-1438 / FAX052-204-1268

## 第2回労務管理セミナー

### 「働き方改革に対応した人事労務管理」~働き方改革関連法の改正ポイントを解説します!~

【内 容】(1)36協定上限規制と同一労働同一賃金 (2)勤務間インターバルとは何か、その問題点と課題、解決策・事例

【日 時】平成30年10月31日(水) 13時20分~17時00分

【会 場】愛知県産業労働センター ウィンクあいち9F 901会議室

【参加費】無 料

【講 師】(1)東京大学社会科学研究所 教授 水町 勇一郎 氏 (2)セントラル社会保険労務士法人 特定社会保険労務士 水野 昌徳 氏

申込方法: 当協会webサイトのトップページに掲載しておりますので、そちらから申込用紙をダウンロードして必要事項をご記入の上、FAXでお申し込みください。  
お問合せ先: (公社)愛知労働基準協会 教育事業部 TEL052-221-1439 / FAX052-221-1440

## 中小規模事業場安全衛生相談センターのご案内

【専用ダイヤル】  
052-218-7544 月曜日~金曜日 9:00~17:00(12:00~13:00を除く)  
(祝日および12月29日~1月3日は実施しておりません。)

当協会では、中小規模事業場が抱える課題・問題・悩み等の解決を手助けする「中小規模事業場安全衛生相談センター」を設けていますので、お気軽にご相談ください。安全衛生の専門的知見やノウハウを持った専門家がアドバイスします。なお、相談料は無料です。

# 安全帯が「墜落制止用器具」に変わります！

～安全・安心な作業のため、適切な器具への買い換えをお願いします～

## 今回の改正等のポイント

### 1. 安全帯を「墜落制止用器具」に変更します (安衛令(注1)の改正)

「安全帯」の名称を「墜落制止用器具」に改めます。  
「墜落制止用器具」として認められる器具は以下のとおりです。

	安全帯		墜落制止用器具
①	胴ベルト型 (一本つり)	→	胴ベルト型 (一本つり)
②	胴ベルト型 (U字つり)	×	×
③	ハーネス型 (一本つり)	→	ハーネス型 (一本つり)

②には墜落を制止する機能がないことから、改正後は①と③のみが「墜落制止用器具」として認められることとなります。

※ 「墜落制止用器具」には、従来の安全帯に含まれていたワークポジショニング用器具であるU字つり用胴ベルトは含まれません。なお、法令用語としては「墜落制止用器具」となりますが、建設現場等において従来からの呼称である「安全帯」「胴ベルト」「ハーネス型安全帯」といった用語を使用することは差し支えありません。

### 2. 墜落制止用器具は「フルハーネス型」を使用することが原則となります

(安衛則(注2)等の改正、ガイドライン(注3)の策定)

墜落制止用器具はフルハーネス型が原則となりますが、フルハーネス型の着用者が墜落時に地面に到達するおそれのある場合(高さが6.75m以下)は「胴ベルト型 (一本つり)」を使用できます。



### 3. 「安全衛生特別教育」が必要です

(安衛則・特別教育規程(注4)の改正)

以下の労働者は、特別教育(学科4.5時間、実技1.5時間)を受けなければなりません。

- ▶ 墜落の危険がある作業のうち「特に危険性の高い業務」を行う労働者。  
「特に危険性の高い業務」とは、高さが2m以上の箇所において、作業床を設けることが困難な場合で、フルハーネス型を使用して行う作業(ロープ高所作業を除く)などの業務をいいます。

(注1)労働安全衛生法施行令 (注2)労働安全衛生規則 (注3)墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン (注4)安全衛生特別教育規程

厚生労働省ホームページに関連リーフレットが掲載されています。

サイト内検索 [安全帯](#) または [新着情報一覧](#) 2018年6月22日[報道発表]

## 政令等の改正について

	2018(平成30)年				2019(平成31)年				2020(平成32)年				2021(平成33)年				2022(平成34)年以降
	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	
政令改正	★公布				★施行日(2月1日)												★完全施行日(1月2日～)
省令改正	★公布				★施行日(2月1日)												
改正法令に基づく墜落制止用器具の使用									使用可能 (2019(平成31)年2月1日～)								
現行法令に基づく安全帯の使用が認められる猶予期間									使用可能 (2022(平成34)年1月1日まで)				×				
安全帯の規格改正 (予定)					★適用日①(2月1日) ★適用日②(8月1日)												
改正構造規格に基づく墜落制止用器具の製造・販売	製造可能								製造・販売可能 (2019(平成31)年2月1日～)								
現行構造規格に基づく安全帯の製造・販売が認められる猶予期間					製造・販売可能								販売可能				×
特別教育規程の改正	★告示				★適用日(2月1日)												

## 特別教育(安衛則第36条、特別教育規定第24条)

安衛法第59条第3項の特別教育の対象となる業務に、「高さが2メートル以上の箇所であって作業床を設けることが困難なところにおいて、墜落制止用器具のうちフルハーネス型のものを用いて行う作業に係わる業務(ロープ高所作業に係わる業務を除く。)」が追加されます。

## 特別教育の内容

学科科目	時間
1 作業に関する知識	1時間
2 墜落制止用器具(フルハーネス型のものに限る。以下同じ。)に関する知識	2時間
3 労働災害の防止に関する知識	1時間
4 関係法令	0.5時間
実技科目	時間
5 墜落制止用器具の使用方法等	1.5時間

当協会では、今年度内にフルハーネス型墜落制止用器具使用作業特別教育を開催します。9月中旬までに具体的日程・会場をHPにてお知らせします。

## 平成30年度中小企業無災害記録証受賞事業場紹介

標記授与制度において、一定の無災害記録日数を達成した次の5事業場に授与しました。(H30年8月現在、愛知県内)

事業場名	所在地	業種	種別	無災害記録日数	樹立年月日	授与年月日
ツチヒラ合成株式会社	知立市	輸送用機械器具製造業	第五種(金賞)	4,400日	平成30年3月5日	平成30年4月1日付
株式会社東知 津具工場	北設楽郡	ゴム製品製造業	第二種(進歩賞)	2,000日	平成30年4月9日	平成30年6月1日付
ハマプロト株式会社 三好ヶ丘工場	みよし市	プラスチック製品製造業	第五種(金賞)	3,400日	平成30年4月23日	平成30年6月1日付
共立工業株式会社	豊田市	一般機械器具製造業	第四種(銀賞)	1,800日	平成29年9月1日	平成30年7月1日付
東和プロ一株式会社	豊田市	プラスチック製品製造業	第四種(銀賞)	2,250日	平成30年6月15日	平成30年8月1日付

無災害記録日数は、事業場の業種と労働者数によって定められています。